

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学	
件名	令和5年度東大和市民間学童保育所光熱水費高騰対応助成金交付要綱につ			
	いて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市学童保育所条例、東大和市学童保育所条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市において社会福祉法人等が実施する児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業に要する経費について、物価高騰の影響を受けた事業者に対し、光熱水費高騰分への対策として、支出した経費の一部を予算の範囲内で助成するための要綱を制定するものである。</p> <p>(2) 単年度要綱 制定する要綱 令和5年度東大和市民間学童保育所光熱水費高騰対応助成金交付要綱</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 光熱水費高騰分の助成を事業者へ行うことで、民間学童保育所の運営の安定化が図れる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年6月13日 令和5年第2回東大和市議会定例会の一般会計補正予算(第2号)で議決済み</p> <p>令和5年6月29日 令和5年第6回教育委員会定例会において承認済み。</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議報告後、関連事務を速やかに進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。